【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成23年８月23日
【会社名】	株式会社マルマエ
【英訳名】	Marumae Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　前田 俊一
【本店の所在の場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996－64－2900
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　藤山 敏久
【最寄りの連絡場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番4
【電話番号】	0996－64－2900
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　藤山 敏久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成23年８月19日開催の当社臨時定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成23年８月19日

(2) 当該決議事項の内容
第１号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
資本金の額を498,250,000円、資本準備金の額を115,230,209円減少し、それぞれ10,000,000円、0円といたします。資本金及び資本準備金の額減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の平成23年８月31日とする。 また、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金613,480,209円の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損填補を行う。なお、効力発生日は、平成23年８月31日とする。
第２号議案 定款一部変更の件
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続における当社の事業再生計画（以下、本事業再生計画）を実行するため、優先株式の発行に備える事を目的として、定款変更案の第２章株式の第６条第２項、第２章の２優先株式第９条の２及び第３章株主総会の第16条の２を新設する。
第３号議案 第三者割当による募集株式(Ａ種優先株式)発行の件
本事業再生計画を実行するため、下記に記載の内容で、募集株式を発行する。
① 募集株式の種類：Ａ種優先株式
② 募集株式の数：246株
③ 募集株式の払込金額：１株につき1,000,000円
④ 払込金額の総額：246,000,000円
⑤ 給付期日：平成23年８月31日
⑥ 増加する資本金及び資本準備金：
資本金　 123,000,000円(募集株式１株につき500,000円)
資本準備金 123,000,000円(募集株式１株につき500,000円)
⑦ 募集方法：第三者割当により、下記の者に以下のとおり割り当てる。
株式会社鹿児島銀行　　218株
株式会社商工組合中央金庫　28株
⑧ 出資の目的となる財産の内容及び価格
株式会社鹿児島銀行と当会社との間で締結されている平成20年11月21日付金銭消費貸借契約に基づき、同銀行が当会社に対して有する元本債権のうち元本金額が218,000,000円までの部分及び、株式会社商工組合中央金庫と当会社との間で締結されている平成20年４月21日付金銭消費貸借契約に基づき、同金庫が当会社に対して有する元本債権のうち元本金額が28,000,000円までの部分。
⑨ Ａ種優先株式の内容：
Ａ種優先株式の内容については、第２号議案の定款変更案の通り。
? 詳細の決定：
上記に記載の範囲内において、Ａ種優先株式の発行に関して必要なその他一切の事項は、代表取締役又は代表取締役の指名する者に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
（議決権を有する株主数1,153人 総株主の議決権の数18,540個）

	株主総会前日までの議決権行使（事前行使）	株主総会当日出席による議決権行使	議決権行使合計
株主数	185人	12人	197人
議決権行使数	2,057個	11,554個	13,611個

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第１号議案	13,573個	26個	0個	99.7%	可決（注）
第２号議案	13,577個	20個	0個	99.8%	可決（注）

第３号議案	13,572個	25個	0個	99.7%	可決（注）

（注）可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上